

守口市犯罪被害者等一時保育費用及び引越費用等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、守口市犯罪被害者等支援条例（令和4年守口市条例第18号。以下「条例」という。）第8条第2項及び第9条の規定に基づき、犯罪被害者等に対し、早期に平穏な日常生活への復帰を図るために助成する守口市犯罪被害者等一時保育費用及び引越費用等助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げる者であってアからカまでそれぞれに掲げる事項によりやむを得ず本市の住民基本台帳に記録をされずに本市内に居住している者をいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
 - カ その他本市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者
- (2) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。

- (3) 犯罪被害者 犯罪等により害を被った市民をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその親族又は遺族をいう。

(助成金の内容)

第3条 助成金の内容は、次に掲げる費用の助成とする。

- (1) 犯罪等の被害により監護する就学前の子どもの保育が困難となったために利用した、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（施設等利用給付その他のこの要綱に基づく助成以外の給付を受けられるものを除く。以下「一時保育」という。）の費用（以下「一時保育費用」という。）
- (2) 犯罪等の被害により従前の住居（犯罪等が行われた時に居住していた住居をいう。以下同じ。）に居住することが困難になったことで従前の住居から新たな賃貸住宅に引っ越した場合における、当該賃貸住宅に入居するために要する費用及び当該賃貸住宅の家賃（以下「引越費用等」という。）

(交付対象者)

第4条 一時保育費用に係る助成金の対象となる者は、次に掲げる者であって、犯罪等の被害により監護する就学前の子どもの保育が困難となったものとする。

- (1) 人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等（交通事故を除く。）の被害（被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されているものに限る。以下この条において同じ。）により傷害又は疾病（医師の診断により1か月以上（過失による犯罪等にあつては、3か月以上）の療養を要するものに限る。次項第1号において同じ。）を負った者であつて、その犯罪等が行われた時及び第7条第1項に規定する申請（以下「申請」という。）を行う時において市民であるもの
- (2) 交通事故の被害により3か月以上の療養を要する傷害を負った者であつて、その交通事故に遭った時及び申請を行う時において市民であるもの
- (3) 人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等の被害により死亡した市民の死亡時における配偶者（法律上の身分関係が無い者であっても、これと同視し得る事情にある者を含む。以下同じ。）又は二親等以内の親族（子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。以下同じ。）であつて、申請を行う時において市民であるもの

(4) 人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等が行われた時における第1号又は第2号に掲げる者の配偶者又は二親等以内の親族であって、申請を行う時において市民であるもの

2 引越費用等に係る助成金の対象となる者は、次に掲げる者であって、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難になったことで従前の住居から新たな賃貸住宅に引っ越したものとする。

(1) 人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等（交通事故を除く。）の被害により傷害又は疾病を負った者であって、その犯罪等が行われた時において市民であったもの

(2) 交通事故の被害により3か月以上の療養を要する傷害を負った者であって、その交通事故に遭った時において市民であったもの

(3) 人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等の被害により死亡した市民の死亡時における配偶者及び二親等以内の親族であって、その犯罪が行われた時において当該死亡した市民と同居していたもの

3 前項に規定する犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難になったことに該当する場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 従前の住居又はその付近において犯罪等が行われたために当該住居に居住し続けることが精神的に困難となった場合

(2) 条例第2条第6号に規定する二次被害若しくは再被害を受け、又は受けるおそれがある場合

(助成金の額)

第5条 一時保育費用に係る助成金の額は、1回につき一時保育の利用に要する費用と3,000円とを比較していずれか少ない方の額とする。ただし、1事件につき10回分を上限とする。

2 引越費用等に係る助成金の額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる助成金の額と同表の右欄に掲げる上限額のいずれか少ない方の額とする。

(助成の制限)

第6条 市長は、次に掲げる場合には、助成金を交付しないことができる。

(1) 犯罪等が行われた時において犯罪被害者と加害者との間に親族関係がある場合（親族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合を除く。）。ただし、その犯罪等が行われた時にその犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合における当該遺族及び申請を行う時において当該遺族を現に監護している市民は、この限りでない。

- (2) 犯罪被害者又は次条第1項に規定する申請書を提出する者（以下「申請者」という。）が次に掲げる行為を行うなど、その責めに帰すべき行為があった場合
 - ア 犯罪等を教唆し、又はほう助する行為
 - イ 過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱等犯罪等を誘発する行為
 - ウ その他犯罪等に関連する著しく不正な行為
- (3) 過失による犯罪等により害を被った犯罪被害者に重大な過失があった場合
- (4) 犯罪被害者又は申請者が守口市暴力団排除条例（平成25年守口市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者が犯罪等の行為を容認していたこと、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でない認められる場合
（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、守口市犯罪被害者等一時保育費用及び引越費用等助成金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、犯罪被害に関する申立書及び次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、条例に基づき定める他の犯罪被害者等支援事業に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合には、書類の一部の添付を省略することができる。

- (1) 一時保育費用に係る助成金を第4条第1項第1号又は第2号に掲げる者が申請する場合
 - ア 申請者が、犯罪等が行われた時又は交通事故に遭った時及び申請を行う時において市民であることを証明する書類
 - イ 犯罪被害者の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書の写し
 - ウ 一時保育費用を支払ったことを証明する領収書等の写し
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 一時保育費用に係る助成金を第4条第1項第3号に掲げる者が申請する場合
 - ア 申請者が、申請を行う時において市民であることを証明する書類
 - イ 犯罪被害者が、犯罪等が行われた時に市民であったことを証明する書類

- ウ 犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類
 - エ 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書その他の地方公共団体の長が発行する証明書（申請者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者である場合には、その事実を認めることができる書類）（以下「続柄証明書」という。）
 - オ 一時保育費用を支払ったことを証明する領収書等の写し
 - カ その他市長が必要と認める書類
- (3) 一時保育費用に係る助成金を第4条第1項第4号に掲げる者が申請する場合
- ア 申請者が、申請を行う時において市民であることを証明する書類
 - イ 犯罪被害者が、犯罪等が行われた時及び申請を行う時において市民であることを証明する書類
 - ウ 犯罪被害者の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書の写し
 - エ 申請者と犯罪被害者との続柄証明書
 - オ 一時保育費用を支払ったことを証明する領収書等の写し
 - カ その他市長が必要と認める書類
- (4) 家賃等に係る助成金を第4条第2項第1号又は第2号に掲げる者が申請する場合
- ア 申請者が、犯罪等が行われた時又は交通事故に遭った時に市民であったことを証明する書類
 - イ 犯罪被害者の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書の写し
 - ウ 新たに入居する住宅の賃貸借契約書及び引越しに要する費用の額を証明する書類の写し
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (5) 家賃等に係る助成金を第4条第2項第3号に掲げる者が申請する場合
- ア 申請者及び犯罪被害者が、犯罪等が行われた時に市民であったこと及び同居していたことを証明する書類
 - イ 犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類
 - ウ 申請者と犯罪被害者との続柄証明書
 - エ 新たに入居する住宅の賃貸借契約書及び引越しに要する費用の額を証明する書類の写し
 - オ その他市長が必要と認める書類

3 第1項の規定による申請は、犯罪等の被害を知った日から1年を経過したとき又は犯罪等が行われた日から7年を経過したときは、することができない。ただし、その期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、申請が到着してから概ね20日以内（関係機関等に対し、犯罪等の被害に関する情報等を照会している期間を除く。）に、助成金の交付又は不交付の決定を行い、守口市犯罪被害者等一時保育費用及び引越費用等助成金審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要がある場合は、犯罪被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪等の被害に関する情報、犯罪被害者との続柄又は居住の実態を調査することができる。

(助成金の請求)

第9条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、守口市犯罪被害者等一時保育費用及び引越費用等助成金請求書により、助成金を請求するものとする。

(助成金の交付)

第10条 市長は、交付決定者から前条の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定を取り消すことができる。

(1) 交付を受ける資格がないと判明した場合

(2) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたと認めた場合

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合においては、守口市犯罪被害者等一時保育費用及び引越費用等助成金交付決定取消通知書により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、助成金を返還させることとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、人権主管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に発生した犯罪等の被害について適用する。

別表 (第5条関係)

区分	助成金の額	上限額
入居するために要する費用	犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難になったことで従前の住居から新たな賃貸住宅に引っ越した場合における、当該賃貸住宅に入居するために要する費用として市長が認める額	200,000円
家賃	犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難になったことで従前の住居から新たな賃貸住宅に引っ越した場合における、当該賃貸住宅に入居した日の属する月の翌月(当該入居した日が月の初日であるときは、当該入居した日の属する月)から6月を経過する月までの当該賃貸住宅に係る家賃として支払った額(既に助成金として交付した額を除く。)	1月当たり生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額として、守口市において適用される額

備考 助成金の対象となる賃貸住宅に入居した日の属する月の翌月(当該入居した日が月の初日であるときは、当該入居した日の属する月)から6月を経過する月の末日までに別の住宅に引っ越した場合には、助成金の対象となる賃貸住宅を退去した日の属する月の翌月以後の家賃は、助成金の対象としない。